

秩父広域市町村圏組合 入札参加停止措置業者一覧表（工事等）

業者名	本店所在地	入札参加 停止期間	入札参加停止の理由
パナソニック E W エンジニアリング株式会社	〒540-0001 大阪府大阪市中央区城見 2 - 1 - 6 1	R7.3.24～R7.5.23 2か月	<p>パナソニック E W エンジニアリング株式会社は、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置したほか、主任技術者等として工事現場に配置していた。このことが、建設業法第 2 8 条第 1 項本文及び同項第 2 号に該当するとして、建設業法第 2 8 条第 3 項に基づく監督処分（営業停止）を受けた。</p> <p>本行為は秩父広域市町村圏組合の契約に係る入札参加停止等の措置要綱別表第 2 第 6 号（建設業法違反）に該当するため。</p>
パナソニック産機システムズ株式会社	〒131-0045 東京都墨田区押上 1 - 1 - 2	R7.3.24～R7.5.23 2か月	<p>パナソニック産機システムズ株式会社は、資格要件を満たさない者を主任技術者等として工事現場に配置していた。このことが、建設業法第 2 8 条第 1 項第 2 号に該当するとして、建設業法第 2 8 条第 3 項に基づく監督処分（営業停止）を受けた。</p> <p>本行為は秩父広域市町村圏組合の契約に係る入札参加停止等の措置要綱別表第 2 第 6 号（建設業法違反）に該当するため。</p>

新明和工業株式会社	〒665-8550 兵庫県宝塚市新明和町1-1	R7.4.28~R7.8.27 4か月	新明和工業株式会社は、機械式駐車装置の設置工事において独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行ったとして、令和7年3月24日、公正取引委員会から排除措置命令を受けた。 今回の独占禁止法に違反する行為については、秩父広域市町村圏組合の契約に係る入札参加停止等の措置要綱別表第2第3号の（独占禁止法違反行為）に該当するため。
-----------	----------------------------	------------------------	---